

総務省独立行政法人評価委員会
平和祈念事業特別基金分科会（第28回）

平成24年7月31日
於：三番町共用会議所

【亀井分科会長】 それでは、定刻を過ぎておりますので始めさせていただきたいと思
います。

本日は、お暑い中ご出席をいただきまして、本当にありがとうございます。第28回総
務省独立行政法人評価委員会平和祈念事業特別基金分科会を開催させていただきます。

本日、玉井委員、時任委員、仲地委員は欠席と伺っております。

それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めさせていただきたいと思
います。

まず、本日の配付資料について、事務局から確認をお願いしたいと思
います。よろしく
お願いいたします。

【黒田参事官補佐】 それでは、配付資料の確認をさせていただきます。

まず、配席図、それから議事次第、委員名簿をお付けしてございまして、その下の資料1、
これが前回の第27回の分科会の議事概要（案）となります。

次に、資料2として、平和基金の財務諸表及び事業報告書等をつけてござ
います。

次に、評価関係でございますが、資料3-1、3-2、3-3まで、こちらが評価関係
の資料でございます。

後ろから簡単に説明をさせていただきますが、まず資料3-3でございますが、こちら
は前回の分科会で基金から説明のありました自己評価調書、これを基に委員の皆様から
ご意見を踏まえまして、亀井分科会長が奥林分科会長代理とご相談されて原案をお作り
になったもの、こちらが資料3-3の項目別評価調書（案）でございます。この資料3-3
のうち、評価部分を取り出したものが資料3-2の項目別評価総括表（案）でございます。
また、この資料3-2の項目別評価を要約しまして、さらに全体評価を取りまとめたもの
が資料3-1の全体的な評価表（案）となります。

次に、資料4-1でございます。資料4-1として、当面の平和基金分科会の開催スケ
ジュール（案）、資料4-2として、平和基金解散に伴う評価等スキーム（案）をつけてお
ります。

次に、資料5-1でございますが、資料5-1として、平成24事業年度における業務の実績に関する項目別評価調書、こちらは自己評価調書になりますけれども、この様式及び記載例の案。それから、資料5-2としまして、こちらは分科会としての評価調書ですが、平成24事業年度における業務の実績に関する項目別評価調書様式及び記載例の案でございます。

さらに、その下に資料6-1、6-2というものがございますが、資料6-1としまして、こちらは第2期中期目標期間における業務の実績に関する項目別評価調書でございます。こちらは自己評価調書になりますが、この様式及び記載例（案）でございます。それから、資料6-2として、こちらが分科会としての評価調書になりますけれども、第2期中期目標期間における業務の実績に関する項目別評価調書様式及び記載例（案）になっております。

資料としては以上でございますが、最後に前回と同様に分厚い参考法令等を席上に配付してございます。

以上でございますが、何か足りないもの等ございませんでしょうか。

【亀井分科会長】 ありがとうございます。かなり資料の点数が多うございますので、ご確認いただいて、足りないものがございましたら、どうぞお申し出いただきたいと思いますが、よろしゅうございませうか。お揃いでございませうか。

（「はい」の声あり）

【亀井分科会長】 ありがとうございます。

それでは、議題2に入らせていただきたいと思います。議題2は、前回6月29日に開催されました第27回の分科会の議事概要についてでございます。これにつきまして、事務局からご説明をお願いしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

【黒田参事官補佐】 それでは、前回の分科会の議事概要（案）のご説明をさせていただきます。

資料1をご覧ください。こちらは、先月29日に開催しました第27回分科会の議事概要（案）となります。その際の主な決定事項を読み上げさせていただきます。

1、総務省独立行政法人評価委員会平和祈念事業特別基金分科会（第26回）の議事概要の確認を行い、（案）のとおり了承された。

2、独立行政法人平和祈念事業特別基金の自己評価書（平成23事業年度）について、基金からヒアリングを行い、委員からおおむね次のような意見が表明された。意見につき

ましては、読み上げは省略させていただきます。

なお、今後の評価作業については、分科会長が分科会長代理と相談の上、評価調書の原案を作成し、次回の分科会に諮ることです承された。

また、法人の解散へ向け、平成24事業年度の評価をどのように行うか等について、次回の分科会の議題とすることが了承された。

3、独立行政法人平和祈念事業特別基金の役員に対する報酬等の支給基準の変更について、意見がないことが了承された。

以上でございます。

【亀井分科会長】 ありがとうございます。ただいまご説明いただきました議事概要(案)につきまして、ご意見ございますでしょうか。よろしゅうございましょうか。

(「はい」の声あり)

【亀井分科会長】 それでは、特段ご意見がないようでございますので、前回の議事概要は、ただいまご説明いただいた内容で確定させていただきたいと思っております。ありがとうございました。

それでは、議題3に移らせていただきます。平成23事業年度財務諸表及び事業報告書について、事務局及び平和基金からご説明をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいいたします。

【黒田参事官補佐】 では、まず事務局からご説明をさせていただきます。

独立行政法人通則法によりますと、独立行政法人は各事業年度終了後、当該年度の財務諸表について主務大臣の承認を得ることとなっておりますが、この大臣承認に先立って、あらかじめ独立行政法人評価委員会のご意見を聞くこととなっております。

この財務諸表への意見につきましては、総務省独立行政法人評価委員会議事規則によりまして、分科会の議決を持って委員会の議決とすることができるとされております。

以上です。

【亀井分科会長】 それでは、平和基金から、10分程度でご説明をお願いします。

【竹重総務部長】 総務部長の竹重でございます。よろしくお願いいいたします。

それでは、ご説明申し上げます。まず、1番目でございますが、平成23年度の事業年度の決算でございます。収入は、予算額が55億7,200万に対しまして、決算額が55億9,900万ということでございます。支出額も同様に、予算額が55億7,200万に対しまして、決算額が55億9,900万でございます。収入、支出の決算額55億7,2

00万に対して、決算額は、いずれも55億9,900万でございます。

次に、支出の内訳につきまして簡単にご説明を申し上げますと、支出の内訳は、慰藉事業といたしまして特別給付金事業がございまして、44億100万円というのが予算額でございます。それから、繰越金が7億7,100万円でございます。この金額自体は、実は予算額になっておりますが、当初予算額という意味で言えば、補正後の予算額でございます。支出予算額について言えば、当初予算額は、44億1,300万ということで、内訳で言えば、特別給付金は48億に対しまして44億1,100万円ということでございます。

これは、10月に独立行政法人通則法に基づきまして、23年度の年度計画の変更を総務大臣に届出しまして、収入、支出、それぞれ予算額を11億6,000万増額いたしまして、今ここに記載しております予算額ということで、55億7,200万という形の予算額となっております。特別給付金支給事業自体では、実は3億9,000万の増額をいたしております。48億100万円というのが変更後の予算額、そして繰越金が7億6,900万増額いたしまして、7億1,100万円というのが変更後の予算額というものでございまして、これに対します決算額が特別給付金の決算額47億8,100万円、繰越金は7億7,100万に対しまして、決算額が8億1,100万円ということでございます。決算額は以上でございますが、決算額自体は、特別給付金事業が47億8,800万でございますので、予算額に対します執行率という意味で言えば、99.7%ということになっております。

次に、23年度の財務諸表の関係についてご説明を申し上げます。2番目でございます。貸借対照表について、まず最初にご説明申し上げます。

貸借対照表の①のところ、資産の部のところでございますが、資産の部といたしまして、現金、預金等の流動資産のトータル金額が16億700万でございます。次に、投資有価証券等の固定資産40億7,000万、資産の合計額が56億7,700万ということでございます。

負債の部でございます。負債の部の合計額が44億4,600万、内訳といたしましては、運営費交付金債務等の流動負債、これが2億6,200万でございます。引当金等の固定負債が1,500万でございます。特別準備金、法令に基づく引当金でございますが、41億6,900万、これは、いわゆる今回の特別給付金等の引当金に充当する経費、それから既に終わりました特別記念事業の経費でございます。ということで41億6,900万でございます。

次に、純資産の部でございますが、資本金が1億円、利益剰余金が、内訳といたしまし

ては、前期の中期目標の繰越金の積立金分で2億3,000万、それから積立金が4億3,400万、当期の未処分利益分、これまた後で出てきますが300万ということで、トータルしますと6億6,700万でございます。

それから、その他の有価証券の評価差額金というのが4億6,300万でございますので、2番目と3番目の負債・純資産の合計額が56億7,700万ございまして、①の資産の部との合計額と同額ということになっております。

次に、損益計算書でございます。損益計算書につきましては、経常費用分ということで47億9,000万、これは特別給付金の支給事業費でございます。それから、2番目が経常収益ということで5億6,500万、有価証券等の売却益等でございます。それから、3番目が臨時利益でございます。特別給付金支給事業のための準備金からの戻し利益等ございまして、この2番と3番の経費を足し上げた合計額が収入でございまして、1番が特別給付金に必要な支出額ということで、差引額が300万ということで、4番に当期純利益として残った額ということでございます。

3番目、キャッシュ・フロー計算書でございます。基金の現金の流れを集計したものでございまして、「△」が記載されている部分は現金の支出を表しております。1番目で、業務活動キャッシュ・フローということで、全体で46億1,500万の経費の流れがございます。それから、2番目で投資活動キャッシュ・フローということで、37億1,400万でございます。有価証券の取得や償還の累計による収入支出等ございまして、この1番と2番の差引額ということで、資金増加額が9億円ということになります。

資金といたしまして、業務活動、投資活動、財務活動の支出や収入を整理したもので、資金増加額として9億円の支出を計上しております。

4番目で、資金の期首の残高が25億ございまして、この差し引きをしますと、期末の残高が16億200万ということでございます。この期末の16億200万の現金の残高があるわけですが、この額は貸借対照表の流動資産の科目の現金及び預金の額と同額ということでございます。

次に、利益の処分に関する書類のところの説明でございます。先ほども、当期総利益が300万という金額が出てまいりました。利益処分（案）は、積立金とすることで総務大臣に現在承認申請中でございます。これは毎年、基金の場合と申しませうか、中期目標期間終了後、国庫へ返納するための積立金として処理いたしております。これは、例年そのような対応をしております、現在、この積立金という意味で言えば、20年度から積

立金がございまして、20年度に2億1,500万、21年度に1億4,000万、22年度に4,300万ということで、今年度が、このまま積立金が承認されますと300万ということでございます。

次に、行政サービス実施コストの計算という形でございます。5番目でございます。これは、基金の行政サービスに要する経費の見積もりということで、法人に課せられたものでございますが、一定の定められた計算式で業務費用に対し、加算及び減額をして計算をいたしております。

1番目の業務費用といいますのは、支出全体の費用の中から基金の自己収入を差し引いた金額ということで、42億2,800万を計上いたしております。それから、引当外退職給付増加見積額等ということで700万、機会費用で100万、こういうものを足し上げていきまして、行政サービス実施コストということで、42億3,600万という金額が基金の行政サービス実施コスト額でございます。この中には、現実には給付金で実施いたしました経費すべてが入っておりますので、個々の慰藉事業で給付いたしました25万、35万とか、そういう経費も、この経費の中には計上されているということでございます。

以上でございます。中期事項ですとか附属明細書の説明及び事業報告書の説明は省略させていただきます。簡単ではありますが、決算及び財務諸表の関係の説明は終わらせていただきます。

この財務諸表につきましては、6月26日に会計監査法人から監査報告書の提出を受け、監査意見といたしまして会計の基準に準拠して適正に表示しているものと認めるとの報告を受けております。

また、当基金の監事からは、財務諸表及び決算報告書を監査した結果、適正であると認めますとの監事の意見をいただいていることを委員の皆様には申し添えさせていただきます。よろしく願いをいたします。

【亀井分科会長】 ありがとうございます。

ただいまのご説明につきまして、ご質問、ご意見等ございましたら、お示しをいただければと思います。どうぞよろしくお願い致します。いかがでございましょうか。

【鈴木専門委員】 資料2ですが、これは書き方だけの問題だと思うのですが、ここの15ページ、決算報告書がございまして。ここの支出の中の下から2行目の翌年度への繰越金が3,900万、ここの備考ですけれども、「有価証券の売却収入等が見込みを上回った」と書いてあるのですけれども、これは臨時収入の2,400万、これはたしかに上回って

ます。支出の中の慰藉事業費の1,300万も入っているのかなということでもよろしいですよ。そうすると、これは経費の見積もりが下回ったことによる減なのです。増加ではないのです。翌年度の繰越金の3,900万は、1,300万と2,400万、130万もありますけども、これから構成されているわけですよ。ですから、この備考欄、「有価証券の売却収入等が見込みを上回った」というのは、下回ったことも入っているのかなということで、表現がこれでいいのかなということがあります。大きな問題ではないと思いますが、それが1点でございます。この考え方を、まず教えていただきたいのです。

【亀井分科会長】 ご説明をお願いできますでしょうか。

【鈴木専門委員】 要するに、備考欄に「見込みを上回った等」とありますが、有価証券は確かに上回っているのです。しかし、「等」が入っているように、これだけで構成されているのではない。この構成要素が、慰藉事業費の1,300万、これは見込みを下回ったものです。それと混合して構成されて、結果として2,400万と1,300万、この合計が、130万ももちろんありますが、3,900万になっているので、備考で単純に見込みを上回ったというだけではどうかという、それだけの単純なことです。

それは技術の話でよろしいのですけれども、私がお聞きしたいのは、慰藉事業費1,300万が、経費が見込みを下回ったことによる減ということですが、これは、努力によって下回ったのか、それとも慰藉事業費として支出する予算が多かったがために結果的に下回ったのか。要するに法人の努力の結果なのか、必然的なものかということを知りたいのですが。

【竹重総務部長】 当初、給付金で言えば、先ほども言いましたように、当初予算は4億4千万だったところを、3億9,000万追加をいたしまして、4億8,000万と申し上げました。それは、給付金事業の申請者が非常に多かったために、増額要求で変更いたしました。それでも、まだ給付金の増に対応できないため、予算を変更しないで事務費から給付金のほうに、さらに振りかえしまして対応させていただいております。

したがって、事務費自体は、当初予算額6億7,000万から、実際、最終的には4億円ということで、36%の減額で執行いたしておりますけれども、特別給付金自体は非常に多くしたということで、最終的には、予算の範囲内での執行ということですから、先ほど申し上げましたように99.7%の執行ではあるのですが、当初予算と比較しますと108%の執行率ということですので、当初に比べますと十分に申請者の対応にできた予算執行をいたしております。

【鈴木専門委員】　　そういうことですね。分析なのですが、この記載では給付金と諸経費というのが一緒になっているのでわかりづらいということなのです。結果として、経費が削減されたというのは良いことなのですが、給付金が削減ではなくて、要するに一般の諸経費が削減されたと、こういう意味でよろしいのですねということなのです。

それは、やはり評価の対象になるので、法人がどれだけ汗をかいて削減したかということも、一つの評価の対象になるのかと思います。これが結果として、給付金が少ないのだったら、これは幾ら諸経費を削減しても、そんな削減、当たり前でしょうと、こういうことになるので、そこをお聞きしたかっただけです。

次に、資料2の中で、3ページの損益計算書の経常費用の中に、一般管理費が入ってないということについて、ご説明願いたいと思います。

【竹重総務部長】　　一般管理費につきましては、そもそも今年度、基金の事業は特別給付金支給事業一本でございます。特別給付金支給事業については、中期計画及び年度計画における特別給付金の支給事業予算を全額「慰藉事業費」と計上したことを踏まえまして、執行額につきましても「慰藉事業費」一本で管理すべきということですので、「一般管理費」というものは計上していないということで、ご理解をいただければと思っております。

【鈴木専門委員】　　ありがとうございます。これは会計監査人との意見も十分合わせて、そのような結論になったという理解でよろしいですね。

【竹重総務部長】　　監査法人には十分にご説明をしてご理解をいただき、執行をさせていただいたとご理解いただいで結構でございます。

【亀井分科会長】　　ほかにいかがでございましょうか。

【鈴木専門委員】　　資料2の16ページの運営費交付金債務残高の明細が出ていますが、22年度、7,600万ありますよ。21年度は1億4,000万、20年度は700万ありますよと、こういうご説明を受けたと思うのですが、運営費交付金債務が残った理由を教えてくださいませんか。内訳を見ますと、業務達成基準と費用進行基準の結果、20年度は業務達成基準で240万、費用進行基準で470万という形で、以下同じなのですが、会計処理の話なのでしょうけれども、費用進行基準というのは、費用が発生したものを充当しますという考え方で、それが発生しなかったから残りましたよと、こういう話だと思うのです。業務達成基準は、業務は達成できなかったから残っていると、一般的にはこのようにとられてしまうのです。お聞きしたいのは、業務達成基準の部分については、業務は十分達成していると、こういうことでしょうか。といいますのは、業務達成基

準というのは、一般的に業務を達成して、100%達成したら100%収益化しなさいというものが基本なのです。おそらく基金の場合は、業務が特殊なので、業務達成基準になじむか、なじまないかという議論はあるかもしれませんが、おそらく100%業務を達成しましたということですよね。ですから、本来ならば収益化しなければいけないのですが、業務の内容からいって、付随的な当初の目的外のものがあるので、念のためそれも引き当てましょうという考え方だと私は聞いていたような気がするのですが、それでよろしいのですよねというのが、まず1点です。

【大西理事】 交付金債務を国庫に返納しなかったというのは、特別給付金支給事業以外の事業の発生がないとは言えないので、置いておいたということです。ですから、先生おっしゃるとおりです。

【鈴木専門委員】 要するに、お金の問題ですけども、業務が100%達成したのであれば、当然、償還対象になります。それも非常に安い金額で達成したということは、これは喜ばしいことなのです。まず、そこはいいですよという確認です。そのように我々も伺って、認識していたつもりです。なぜ収益化しなかったかということについては、それは本来ならば、原理原則で言えば収益化しなければいけないのだけど、ただ、業務が特殊なために、それがほかの別なものに出る可能性があるから、ここで債務として残しておきましたと。それが出たときに収益化しましょうと、こういう考え方だったのかなと思うのですが、そういうことで良いのでしょうか。

【大西理事】 そういうことで結構でございます。

【鈴木専門委員】 わかりました。それから、来年の3月で、一応、当法人はクローズするという事なので、これもお聞きしたいのですが、この運営費交付金、最終的には国庫に納付、どういう形でも残金を納付するのですけれども、結果として、この債務のまま納付するのか、債務の返金として納付するのか、収益化して納付するのかという、その辺はいかがですか。

【竹重総務部長】 収益化をして国庫へ納付させていただきます。

【鈴木専門委員】 ありがとうございます。結構です。

【亀井分科会長】 ほかに何かご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

ご説明いただきました、この財務諸表等につきましては、いろいろご質問があったのですが、分科会としては特段ご意見がなかったという結論とさせていただいてよろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【亀井分科会長】 ありがとうございます。

それでは、この議題の3に関しましては、特別なご意見がないということで確定をさせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

それでは、次の議題に進ませていただきます。4番目でございますが、前回、平成23事業年度における業務の実績に対する評価結果(案)でございます。

前回の分科会におきまして、平成23事業年度における業務の実績に関して、平和基金から自己評価についてのヒアリングを行わせていただき、また意見の交換をさせていただきました。

今回は、前回の議論を踏まえまして、分科会としての平成23事業年度における業務の実績に対する評価(案)を作成しております。それにつきまして、事務局からご説明をさせていただきたいと思います。

先ほど、冒頭に資料の確認をしていただきましたように、全体の総括表も作成しておりますので、あわせて説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

【黒田参事官補佐】 それでは、ご説明をさせていただきます。

まずは、資料3-3、項目別評価調書(案)からご説明させていただきますが、ここでは前回の分科会で、基金からご説明いただきました自己評価調書からの主な変更点を中心にご説明いたします。

まず、評価調書の実施結果欄ですけれども、実施結果欄につきましては、次の視点に基づき、修正がなされております。誤字脱字の修正及び語句の平仄を合わせるため、基金の実績と無関係な部分を削除するため、補足説明を行うため、中立的な表現とするため、冗長な表現を簡略化するため、ということでございます。

次に、評価結果欄ですが、こちらにつきましては、前回の分科会での先生方のご意見、ご指摘等を踏まえまして、記載内容が見直され、その結果が記載されております。

まず、第2の1、業務経費の削減の部分、こちら評価調書の1ページ、2ページになっておりますけれども、人件費の部分でございます。こちら評価自体は、自己評価から変更なし、Aでございますが、変更内容をご説明させていただきますと、まず人件費の削減の取り組みを行い、結果として、その特別給付金の法案立案時推計を上回る認定等を実施したこと、こちらが追記されております。

また、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律の成立に伴い、基金で行った取り組み、これは役員報酬規程等の改定でございますが、こちらを評価結果欄に追加しております。

また、中期計画の（３）の「給与水準について、国家公務員と比べ、また社会的に理解が得られる水準として適切かどうか検証し、必要に応じ適切な措置を講ずるとともに、その検証結果や講ずる措置について公表する」というものが中期計画にあるのですけれども、こちらは２３年度計画に規定すべきであったが、規定されなかったという点について、評価結果に追記されております。

続きまして、第２の２で外部委託の推進、こちら３ページになりますけれども、こちらは、評価自体はＡで変更なしでございますが、外部委託業務の事務の改善の具体的な内容、Ｑ＆Ａ集を作った等が追記されております。

続きまして、第２の３、組織運営の効率化、こちら本体の４ページから５ページになりますけれども、こちらは自己評価ＡがＢとされております。こちらは、まず人員配置を見直して、その結果として特別給付金の法案立案時推計を上回る認定等があった、それを実施したということを追記されておりますが、機動的な人員配置を行うというのが年度計画にございますけれども、機動的な人員配置を行うとしながらも、大幅な人員配置の変更を行ったとは言えないことから、Ｂとされております。

続きまして、第３の６、特別給付金の支給でございます、こちら９ページから１１ページでございます。こちらＡＡからＡとされております。こちらは、まず内容のほうでございますが、２４年３月までの累計受付件数、こちらをより適切な数字に修正してございます。６月２９日の分科会の時点では６万９、０３２件というふうに報告がありましたが、６万９、４６０件ということで修正をしております。これは、２４年３月中に電話等で請求があった申請者数、こういった申請者もカウントされますので、こちらが追加されました。

続きまして、申請者に対する強制抑留者等の確認や申請者の負担軽減努力でございますけれども、こちら冗長な表現が簡略化されております。

続きまして、特別慰労品の贈呈を受けたものであって、平成２３年７月に至っても申請のない者に対する周知、基金のほうから電話をかけたという話でございますが、これは特別給付金の周知の項目がございますので、そちらへ移動されております。

また、特別給付金の受給者等からのお礼の声の具体例でございますけれども、これを特別給付金制度に対するものから基金の取り組みに対するお礼の声に変更されております。

最後でございますが、法案立案時推計約6万7,000人という数字がございまして、これに対し累計受付件数が6万9,460件、パーセンテージで比較しますと3.7%増でございます。また、累計認定件数は6万8,106件、1.7%増ということでございます。AAというのは目標を大幅に上回って達成ということですので、こちらについては、目標100%を超えて達成したと判断できるというものでございますが、AAとまでは言えないこと、また、昨年度評価、22年度評価もAであることから、Aとされております。こちらは、分科会長案では、今申しましたとおり、淡々と数字で比較して評価を行っておりますが、この点については定量的な係数の比較というだけではなくて、業務の質の面をどのように評価するかということで、特に先生方のご議論があったところとされております。

続きまして、第3の6の(4)特別給付金支給事業の実施の周知でございます。本体の14ページから17ページでございますが、こちらもAAからAとされております。まず先ほどの項目にございました、特別慰労品の贈呈を受けた者であって、平成23年7月に至っても申請のないものに対する周知、基金のほうから連絡をとった、電話をかけたというところですが、こちらは当該項目に移動されております。

広報経費の削減努力の部分、「総務省の指導等を踏まえ」ということが追記されております。

この特別給付金支給事業でございますが、非常に社会性、ニュース性のあるものでございますし、メディアとしても何か取り上げるインセンティブがある事業であること、また昨年度の評価がAということで、そこと比較しまして、23年度において特別な工夫、特別な努力、これはAAとするには十分ではないのではないかとということで、Aとされております。

続きまして、第3の6の(5)標準処理期間の設定のところでございます。こちら本体18ページから19ページでございます。こちらは、評価自体はAということで自己評価から変更はございません。内容のところでございますが、処理率のベースが請求書の受付件数でございますので、そちらが明記されております。また、評価の部分ですけれども、平成22年度の処理率が20%程度であったこと等が追記されております。

続きまして、第8の2、人事に関する計画でございます。27ページでございます。こちらAからBということで変更されております。こちらにつきましては、職員の業務に必要な研修でございますけれども、中期計画の内容が「研修等を通じて職員の能力開発の推進と意識向上を図り」、末尾に「適切な内部事務を遂行する」という目標でございます。こ

ちらに照らせば、そもそも平成23年度計画に規定すべきであったのですが、規定しなかったということで、こちらを踏まえてBとされております。

続きまして、第8の3(1)の環境対策でございます。28から29ページになります。こちら評価自体は変更されておりましたが、内容のところ、総務省第2庁舎全体の電気使用量の表などがございましたが、こちらが簡略化をされております。

続きまして、第8の3の(4)内部統制・ガバナンス部分でございます。こちら31ページから33ページでございます。こちら評価としてはBとされております。まず、内容の中の解散に向けた引き継ぎに関する記載がございますけれども、こちらは次の項目でございますので、削除されております。

Bとされた理由ですけれども、理事長による平成23年度業務等運営方針の策定が23年7月末、監事の平成23年度監査法人方針の策定が8月であったこと。それから、平和基金は小規模で、特別給付金の支給という法人ミッションが明確な法人でございます。構成員が似通った会議を多く開催されているのですけれども、これらの会議により洗い出した課題や対応は個別のものであるとも言えると言われております。これらの会議を通じて、法人ミッションを有効かつ効率的に果たすための組織全体で取り組むべき重要課題の洗い出し、優先順位づけ、対応計画の策定、対応結果の検証といった全体的な取り組みが必ずしも十分なされたとは言えない面があったとされております。

最後に、第9の1、こちら基金の解散に向けた取り組みでございます。本体34ページから35ページでございます。こちらCとされております。こちらですが、その理由としましては、まず解散に向けた基金独自の取り組みとして挙げられている法人文書の保存、破棄、整理等がございますけれども、独自に取り組むとしながら、基金としての方針が決まらなかったなど、総務省への円滑な引き継ぎのための準備としては、なお改善の余地があった。

また、引継内容の洗い出し等についても、積極的な取り組みが必ずしも十分ではなかったため終了していないなど、総務省への円滑な引き継ぎのための準備としては、なお改善の余地があった。

今後は、法人としての業務の整理及び総務省への円滑な引き継ぎに向け、基金みずからが主体的に取り組むことを期待する。

また、寄託品の寄贈への切りかえについては、本来であれば平成22年度中に処理すべきものであったとされてございます。こちらですけれども、やはり平成24年度は平和基

金の最終年度でございますし、解散に向けた作業が、まさに主眼となるわけでございますので、解散に向けて法人としての業務の整理と、総務省への円滑な引き継ぎに向けた取り組みを平和基金みずからが、積極的、主体的に取り組んでいただくことが期待される、それが中期目標の完遂につながるということでございまして、分科会として24年度への期待の意味を込めて、この評価とされております。

続きまして、資料3-2でございますが、こちらは先ほどご覧いただいた資料3-3のうち、評価結果部分を抜き出してまとめたものになってございますので、説明は割愛をさせていただきます。

続きまして、資料3-1をご覧ください。こちら3-1でございますが、1ページから4ページの半ばまでは、資料3-2を要約としたものとなっております。

4ページの半ばからご覧いただきたいのですけれども、4ページの半ばから、「Ⅱ 中期計画全体の評価」というものがございます。こちらが、いわゆる全体評価となっております。こちらを読み上げさせていただきますと、「平成23年度における平和基金の取り組みの主眼は、平和基金の唯一の事業である特別給付金支給事業である。特別給付金については、法案立案時推計約6万7,000人を上回り、平成24年3月末で受付累計件数が6万9,460件、認定累計件数が6万8,106件となり、既に6万7,196件を支給したこと、申請者の負担軽減を図るためにさまざまなサービスを行ったこと、標準審査期間内の審査がほぼ実施されたこと等により、目標を十分達成したと評価できる。

一方で、平和基金の解散に向けた取り組みについて、平和基金の積極的な取り組みが必ずしも十分でなかったなど、総務省への円滑な引き継ぎのための準備としては、なお改善の余地があった。

以上であるが、平成23年度の平和基金の取り組みの主眼である特別給付金支給事業については、目標を十分達成したと評価できることを踏まえつつ、各項目を総合的に勘案すると、『目標を十分達成』と認められる。

平成24年度においては、平和基金の解散に向けた取り組みが主眼となることから、法人としての業務の整理及び総務省への円滑な引き継ぎに向け、平和基金みずからが主体的に取り組むことを期待したい」とされております。

なお、5ページでございますが、こちらに「Ⅲ 組織、業務運営等の改善、その他」という項目がございまして、こちらは業務運営という観点で記載をされたものでございます。こちらも読み上げさせていただきます。

「業務運営については、大幅な人員配置の変更を行ったとは言えないが、一方で、業務の進捗等にあわせた人事異動や国家公務員に準じた人件費削減を行った。

内部統制・ガバナンス強化については、「平成23年度業務等運営方針」の策定等を通じて、課題の洗い出し・対応を行い、監事による監査の強化を図ったが、一方で、これらの会議を通じて、法人ミッションを有効かつ効率的に果たすための、組織全体で取り組むべき重要課題の洗い出し・優先順位づけ・対応計画の策定・対応結果の検証といった全体的な取り組みが必ずしも十分なされたとは言えない面があった。

平成24年度は、平和基金の解散に向け、法人としての業務の整理及び総務省への円滑な引継ぎに向けた取り組みを滞りなく実施できるよう、内部統制・ガバナンスを強化し、効率的・弾力的な組織運営となるよう努めていくことを期待したい」とされております。

以上、甚だ簡略ではございますが、説明を終わらせていただきます。

【亀井分科会長】 ありがとうございます。ただいまのご説明につきまして、ご質問等ございましたら、どうぞお示しをいただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。

【鈴木専門委員】 先ほど説明いただきました中で、第3、6の(1)特別給付金の支給、AAからAということで、数量的に3.7%増。質の問題というご指摘があったように、ここで質の問題も、やはり討議する必要があるのかなと思いますが、いかがでしょうか。

【亀井分科会長】 私も全く同感でございます。

【鈴木専門委員】 やはり非常に難しいのは、本当にたくさんある中で、それがちょっとくらい上げるといえるのは、ものすごく難しい話だと思うのです。ですから、例えば数量で100のものを101にするということは不可能なのです。それが100なのか、今やったこれが、ここで上げられたのは99なのか、ちょっとわかりませんが、パーフェクトに近いものであれば、やはりそれ相当の評価をしないと意味がないというような感じかなと思われまます。

私としては、先ほどご質問させていただいたように、やはり特別給付金も予定よりも上回って、経費のほうが下回って利益を上げているというようなこともお聞きしていますので、ここは、もうちょっと上げてよろしいのかなというのが、私の感想でございます。

【奥林分科会長代理】 確かに、第3の6(1)で、AAがAになったということについては、おそらく基金とすれば、かなり厳しい評価かなと思われると思います。ただ、他の独立行政法人の評価を見ていると、Aという範囲が非常に広いような気がします。つ

まりAAというのは、かなりの目立った成果を上げている場合に、やはりAAというのが出てくる。いわゆる受付件数も、予測を上回って1.7%増、上回っている。それから、最初受付に、当初の間に非常に大きな、たくさんの方が一度に来て、臨時で人を増やしながらか対応せざるを得なかったという非常にご苦労があったということは、我々も十分理解しているのですけれども、それでAAというふうになり得るかといいますと、そのあたりは、いわば一種の想定範囲内であったのではないかというのも十分考えられますし、それから、国民の目線から見たときに、その程度の苦労というのは多くの企業なり組織の中で、ごく普通にやっていることではないか。取り立てて目立った功績、あるいは成果というふうに評価すべきかどうかという点から見ますと、Aというところでも、かなり評価を受けていると考えてみてもらったほうがいいのではないかなと考え、私自身もAAからAへということについては、それほど抵抗はないなと感じました。

もう一つは、全体的なA、B、Cの評価のバランスからしますと、やはりAもあり、Bもあり、Cもありという、その評価のばらつきが、かなり明確になってきているように思います。ですから、そういう点でもバランスのある評価になってきているのではないかなと思っています。

繰り返せば、Aという範囲がかなり広い範囲を持っているのだということで、Aということを理解していただければいいのではないかな。もう一つは、一番最後、9の1のところ、残務処理というところが、基金での自己評価はAだったが、Cということになっているのですけれども、そのCの具体的な内容については、そこに書いてあるとおりで、やはり円滑な引き継ぎというのが大きな課題でもあるわけですので、その点をもう少し注意して、エネルギーを注いでいただきたいというのがCの評価になってきていると思います。私としては、これが妥当なところかなと思っています。

【亀井分科会長】 ありがとうございます。

ほかにかがでございましょうか。今、第3の(1)特別給付金の支給の項目と、それから奥林先生の第9の残務処理についての評価についてのご意見、2つ出てまいりましたけれども、どうぞ委員の先生方のご意見をお聞かせいただきたいと思います。ルディー先生、どうぞお願いします。

【ルディー専門委員】 結局、Aというのは、優秀、すばらしいという、そのAAとAの違いというのは、本当にこれは感性の問題なので、結局は、今現在、全体としてAAは一つもないということなので、いわゆる先ほど先生がおっしゃいましたように、ほかと比

べて、ほかにもAAがあるか、ないかとかで、その比較の問題で、一つもAAがなくていいのかどうかという、そういう比較の問題だと思うのです。

いわゆる、本当にAとAAとの違いというのは、はっきり言って、これは個人個人の考え方の違いなので、AAが一つもないほうがいいのか、あるいはあったほうが、ほかと比べて、兼ね合いからいってもバランスがとれているのかというだけのことではないかと思えます。

【亀井分科会長】 AとAAとの評価に関しては、一応評価の基準がございまして、特別給付金の支給のところに書いてありますように、AAの場合には目標を大幅に上回って成果を上げたというもの、100%を超えて、という評価基準がありますので、そこに照らしてAAをAという形に評価したというのが実態でございます。

確かに、総務省の他の独立行政法人の評価ということもあり得ると思うのですが、平和基金事業特別基金に対する評価というのは、非常に厳正に評価をしているという、こういう形での評価につながり得る形という形であれば、ほかの独立行政法人のいろいろな評価というものが、たとえ少しばらつきがあったりしても、平和基金は平和基金の評価としてよろしいのではないかと、私個人的には思っております。ただ、評価の表記の仕方については、それぞれ先生方のご意見がおありになると思っておりますので、どうぞ、ほかの先生方もご意見等でお示しをいただければと思いますが、いかがでございましょうか。

【兼川専門委員】 私は、第3の6の(1)のところについては、以前からAAでもいいのかと思っております。確かに、きちんとやって当たり前だということから始まると、Aでもいいのかという話かもしれませんが、全くインセンティブのない仕事というのでもいいかと思えます。100%を超えており、そもそも高い目標を設定されているのでしょうから、AAでもいいのかと思えます。

【亀井分科会長】 どうぞ。

【堀川委員】 私も実は第3の6(1)について、当初、法案立案時の推計が約6万7,000人ということだったわけで、法案立案をするときに、そういう人数の設定だったということは、やはり予算付けするときにも、この人数というのは非常に大きいものがあったと思うのです。そこをやっぱり6万9,460件という3.7%増の受付をされたということも、それは努力がなければできなかったことだろうとは思いますが、それから認定件数も伸ばしておられるというところからすると、基本を6万7,000人やっていれば100%と通常考えてもいいのではないかと。そこをこれだけ上回ったのだから、やっぱりA

Aにしていいのではないかと、これを見たときに思った次第なのですが、同じような意見です。

【亀井分科会長】 ありがとうございます。評価の表記の記号の仕様につきましては、お手元の参照法令等の厚い資料の12ページのところに項目別の評価という形で、AA、A、B、C、Dという、その表記の意味が記載されております。

私個人的には、その部分と括弧の部分が若干意識の上でずれがあるような気もするのですが、AAの場合には中期目標を大幅に上回って達成ということでございますので、私自身としては、20%とか、そのぐらい上回った形での場合でしょうし、100%前後という場合には、その中期目標を十分達成という、目標をほぼ100%達成したと判断できるという、こちらのほうに該当するということでございます。もちろんB、Cについても、それぞれ説明がございます。

鈴木先生がおっしゃるように、質という部分を評価したときに、果たしてAという評価で良いのかというご指摘から議論がスタートしておりますけど、どうぞ、ほかの先生方もご意見をお示しいただければと思いますが、いかがでございましょうか。

【原田専門委員】 第8の2の人事に関する計画というところで、もともとAであったものがBに評価を下げたということが記されているのですけれども、その理由として、平成23年度計画に規定すべきであったけれども規定しなかったため、これを踏まえてBとするという理由が、ここがございます。

ただ、質問ですけれども、必要に応じて研修等を行ったが、それが計画に規定されていなかったもので、それを踏まえてBとするということであるというより、必要に応じて臨機応変に適切な研修を行ったということで、むしろプラスの評価にすべきことなのではないかなという感想を持ちました。

また、もし職員が入れ替わっているなどの事情があれば、この事業年度に必要性が発生したわけですから、そこに応じて研修等を行ったということであれば、それは必ずしも悪いことではないのではないかと、評価を下げる理由にはならないのではないかと思います。23年度計画に規定していなかったということが非常に評価を下げる理由になるのでしょうか。この部分について、教えてください。

【北原特金室長】 計画への記載及びその内容については、もちろん、先生から今いただいたようなお考えでの評価というのもあり得る、と思います。

【亀井分科会長】 今ご議論の対象が、第3の(1)と、それから第8の2の人事に関

する計画、それから今ご意見をいろいろ伺わせていただいておりますけれども、これに関連する項目につきましてのご意見と、それから、もしほかのご意見があれば、どうぞあわせてご指摘をいただければと思いますが、いかがでございましょうか。

それでは、一つずつ改めて確認をさせていただきたいと思いますが、第3の(1)特別給付金の支給ということに関しての評価に関しまして、まずこれに限定をしてご意見を伺わせていただきたいと思いますと思うのですが、今、AAからAの評価ということについて、ご意見が2つに分かれておりますので、この点について、先生方のご意見を、まだご発言にならない先生、おいでになりましたら、ご発言をいただければと思いますが、いかがでございましょうか。

【鈴木専門委員】 第3の6の(4)については、これもAAからAになっているのです。これは、やはり第3の6の(1)と関連性があったのかと。私は、第3の6の(4)はAでもいいと思います。ただ、このところでAAと主張した基金の主張は、やはり周知徹底をすごく努力していますということで、自己評価はAAにしたと。その分も含めて、要するに第3の6の(1)にプラスアルファがあってもいいのかなというのは私の気持ちで、そういう質があるからこそ、これだけシビアに達成できたということですので、第3の6(1)については、第3の6(4)の質の部分も併せて考えても良いのではないかと、という気持ちがあります。

【亀井分科会長】 いかがでございましょうか。先生方の中では、質の評価等、あるいは私自身も決して基金に関してご努力がなかったということを申し上げるつもりはなく、基金の重要な中心的な業務でございますので、大変頑張られたということは本当に評価させていただいております。この辺のところをどの程度まで評価の中に加味するかということで、評価が分かれるのかと思うのでございますけれども、奥林先生、今のようなご意見がいろいろ出てまいりましたけれども、いかがでございましょうか。

【奥林分科会長代理】 各先生方がおっしゃられたことも十分理解できます。基金のほうは、決してサボっているということではなくて、非常に努力をされたということは、昨年の評価のときにも申し上げたところです。ただ、やはり独立行政法人評価委員会全体の、いわゆる親委員会に出たときの雰囲気などを見ますと、かなり厳しいものがあるなというのを感じています。例えば、統計センターがありますけれども、そこでの評価、多少ルーチンな仕事ですけれども、それをルーチンにきっちりやっていたとしても、かなり厳しい評価があったということ、私自身が記憶として残しています。

ですから、そういうことから考えると、かなり全体的には厳しい評価なのだということを感じまして、AAというよりもAということでも良いのではないかと。つまり、Aというものが、最初申し上げましたように、かなり幅があって、亀井先生、120%というようなことも言うておられましたけれども、かなり高い割合で目立たない限りAAというのは、なかなか付けがたい。ですから、よく頑張っているという意味でも、Aでもいいのではないかとというのが、私の印象です。基金も非常にしっかりやっておられますし、その努力は十分認めますし、全体的な評価というのが、いわゆるAということであれば、それで十分評価しているのではないかと。その中に、Aと、それからB、Cといういろいろなばらつきがあって、なおかつ全体的にはAという評価であれば、十分評価したとはなるのではないかとというのが、私個人の感想です。

以上です。

【亀井分科会長】 ありがとうございます。今、奥林先生からご意見があったのですが、確かに、法案立案時の推計6万7,000人という数字の設定というところのスタートがどうなのかというご発言もありましたけれども、数字的に何パーセント増というような形で評価の具体的な中身が示されたときに、3.7%増、1.7%増という数字で目標を大幅に上回って達成したというふうに、質的なことを考慮しても、ちょっと申し上げにくいのではないかとという危惧が実はございます。

私自身も、基金にはお気の毒かなと思うのですが、このAAに関してはAという評価でご理解いただきたいなと思っております。先ほど申し上げたような基準から見ても、Aというものでは、目標をおおむね達成してきたという形の中で評価につながるのではないかと思っておりますので、特別給付金の支給という業務は、基金の中心的な業務であり、その部分が重要だということ、おそらく基金の皆様も意識をお持ちでいらっしゃるかもしれませんが、これに関しては先生方のいろいろなご意見が示されていますが、私も奥林先生と同じで、Aという評価でよろしいのではないかと思っております。

ただ、第8の2でございます。人事に関する計画というところでは、先ほどご発言がありましたように、確かに、ある問題が出てきたときに、それに対応するという形で、当初の計画に規定すべきものであったが、規定をしなかったためにBというような形のものについて、もう少し柔軟に、評価という形からすると、AをBというふうに評価を下げさせていただきますけれども、確におっしゃるようにAでもいいのかと個人的には思っておりますが、私自身をお願いしておいて、先に話を持っていったのですが、第3の6(1)の

特別給付金の支給に関する評価に関しましては、かなりの先生方に、AAでもよろしいのではないかというご意見が見られたようですけれども、Aという評価ではいかがかと思いますが、改めてお尋ねをさせていただきたいと思いますが、いかがでございますか。

【兼川専門委員】 質問ですが、第3の6(1)の特別給付金の支給について、120%達成というのは可能なのですか。そんなに対象者がいるのでしょうか。6万7,000人の120%である8万人があり得るのかと言えば、そんなにならないのではないかと思います。そうであれば、そもそもAAがない、5段階評価ができないのではないかという感じがしますので、そこを数字だけで見るのはどうかと思います。どうですか。

【北原特金室長】 最初の目標と申しますか、見込み数値との関係ということですがけれども、8万人というような数が、努力をすれば当然にあるということではない、という数字でございます。

【兼川専門委員】 というわけなので、もともとAA、120%達成というのが数字的に無理ならば、数字を見ればAAは絶対がないという評価項目になってしまいます。特別給付金は中核事業としてよくやっておられるので、AAでも良いのではないかなと思ってもいいのかなと、相変わらず甘く思っています。

【堀川委員】 私も全く同じでございまして、これは基金のほうでどう頑張っても、これ以上の人は来なかったということではないでしょうか。要するに、法施行時に生きておられる方を対象にしているわけですね。まさに、強制抑留者の方ご本人という方に対してなので、高齢者の方は、どんどん、どんどん亡くなってしまう、こういう中で、タイトな期間に、これだけの方が受け付けて、なおかつ認定作業もやってこられたというところからすると、親委員会でも、国民に対しても、十分説明すれば、ご理解いただけるのではないかと思いますので、これはもうAAという、当初の評価を維持していただけたらいかがでしょうかと思います。

【鈴木専門委員】 私もほかのところでお聞きすると、AAというのは、あるところではノーベル賞をとったくらいというようなことも聞こえてきているのです。だから、評価の基準はどこに置くかということなのでしょうけれども、ただ、先ほどいろいろ言っていたインセンティブというところもあって、本当に頑張ったのであれば、それはそれとして評価しなければいけないのかなという感じがするのですが、それと同時に、別に親委員会を気にするわけではないのですが、やっぱり国民の目線として、本当にそれがAAなのかというところが、きちんと説明するところが、また亀井先生初め、奥林先生、大変かな

と思うのです。そこはAAにしたときに大変かなとは思いますが、そこはやはり我々の責務として、もし皆さんの総意がAAであれば、そこはきちんと説明できるように努力しなければいけない。それは我々の、責務だと思います。

【原田専門委員】 この3の6に関しては、ちょっと悩むところがあります。あといいますのは、この目標を大幅に上回った場合にAAだという規定が、特別給付金の支給事業と多少齟齬がある気がいたします。その推計件数が6万7,000人ということで、仮に7万人とか8万人とか120%を超えるような、目標を大幅に上回る例というのが出てきた場合に、それをAAにするのかということは、逆にそもそも推計に問題があったのではないかと浮かび上がってくると思いました。

つまり、その6万7,000人の推計というのを、この基金ができていなかったのではないかと批判につながってしまいます。ですから、私はこの事業自体は、こちらの基金が中核事業に努力されて、成果を出されたというふうに思います。けれども目標を大幅に上回ったというのがAAなのだというと、推計がうまくできている時にはAAが出ない。推計が甘かったときにAAが出やすくなります。この3の6の(1)に関して言えば、何が最高の出来なのかというと、この推計も、実際に手を挙げてきた、労苦を受けた強制抑留者の人たちの数字に近かったというところで、その中で多少プラスアルファがあるような形で、これは1.7%ですけれども、支給を期限内にしましたというのが、基金の中核事業としてはベストだと思うのです。けれども、AAの定義というのが、目標を大幅に上回ったということになっている。それが第3の6の(1)の事業内容になっていない気がするのです。適正にできた、これ以上できないほど適正にできたというのもAAとイコールなのだというふうにしていただけると、私もAAで結構ですと申し上げたいです。けれども、目標を大幅に上回ったのがAAですという規定のままだと、ちょっと違ってきます。

【亀井分科会長】 ありがとうございます。私と、おそらく奥林先生もそうだと思いますが、この評価調書の原案をつくる際に、いろいろ意見交換をさせていただいた立場からお示したAにこだわっているところがありますが、今、原田先生のご意見は、基本的にAAからAという評価も、評価の基準がこういうものであれば、やむを得ないのではないかとご意見であったように思われますが、ほかの先生方が、いずれもAAという評価でよろしいのではないかとご意見を述べると、特に質に関しての、大いに頑張ったんだという強調の表現をどこかに説明をつけ加えないと、親委員会、あるいは、さらにこの評価に関してチェックをされる委員会での評価の基準全体として、甘い評価がされているのではな

いかという形に、評価につながるのではないかという危惧も実はございます。

ただ、先生方の多数が、これに関してAAという評価が妥当ではないかというご意見であれば、私自身はAという原案をお示しさせていただきましたけれども、検討させていただくということについて、やぶさかではございません。

【鈴木専門委員】 やはり数値目標というのが、何度も議論されているように、最初の目標が良かったのかどうか、これが非常に大事だったと思うのです。良い評価をするときは数値目標ですよ。でも、そうではないときは数値目標ではなくて、内容を見ますという、やはり評価に対して統一性もとれないのかなという感じがするのです。確かに、亀井先生がおっしゃるように、それを外部にどうやってわかってもらうかというのは、これは非常に大変なことなのかなと思います。そこは、どうやって調整するかということですが、やはり、あまり数値基準にとられ過ぎると、我々もロボット化されてしまって意味がなくなってしまうのかなというところのバランス感覚が必要かなと思うのです。前にも申し上げましたが、数値目標だったらコンピューターに入力すれば良いので、委員会なんて要らないのです。120%はAAですよ、80%だったらBですよとか、Aですよ、Cですよと数値目標を全部決めれば良いだけのことであって、やはりそこで質の問題というのも加味してやるのも、我々に与えられた使命ではないのかなと思います。ただ、今おっしゃったように、亀井先生、奥林先生が非常に大変な思いをするのかなというのわかります。

【亀井分科会長】 細かい表現等の説明について、ご努力いただいた事務局は、これについてご意見に関して、どのように受けとめておられるか、ご意見をお聞かせいただけますか。

【北原特金室長】 まず数値の置き方ですけども、これは、もともと法案立案時に出されたものがベースとなっているものでございます。それで、6万7,000ということですけども、前回の特別記念事業のときに、実際にお受け取りになられた方が7万1,000だったという数字があつて、今回新たに手を挙げられた方というのが1万2,297であるというのが、今回の評価調書にも書かれているところでございます。

それで、この数値目標といっていますけど、必ずしも数値かということ、分科会における評価の考え方、あるいは委員会における考え方ということで、「大幅に上回って達成」のところの中の、「目標100%を超えて」と書いていますけれども、必ず数値かということ、そこは必ず数値目標が立てられているというものでもないということかと。数値目標があつ

たときに、どう考えるかという一つの考え方が出されているということですが、必ず数値目標かという、そうではない。また、数値目標のときに、これを機械的に適用しているわけではないというのは、先ほど鈴木先生からお話があったところでございます。そうした中で、では中身という、まさにご説明ということになると思います。

あと、補足を申し上げればよかったのですけれども、ほかのところがどうかということについて、ルディー先生の最初のご指摘について申し上げれば、他の独法評価は、レーティングのつけ方がばらばらですけれども、最高のところをつけているところももちろんあります。ほかのところは関係ないということと言えますと、基金で言えば、そこは今までもばらついて、この中期目標期間中においてもばらついた評価を、ばらついたというのは下から上まで、いただいているところでございます。

補足させていただきました。

【亀井分科会長】 この第3の6（1）でございますけれども、こういう評価に関しましては、先ほども申し上げましたように、委員の先生方の多数、半数を上回る先生方から、この評価に関して再検討したらどうかというご意見がございましたので、ここでAAというふうにさせていただくかどうかは別にして、もう一度これを検討して、最終的な評価に残留させていただく。もし、これをAAにする場合には、この説明だけではなく、鈴木先生を初めご指摘がありましたように、指摘の部分について評価につながるような補足等が当然必要になってまいりますので、大変僭越なお願いで恐縮でございますが、この評価に関してご一任いただけませんか。奥林先生とよくご相談させていただいて、検討させていただきたいと思いますので、大変恐縮でございますが、お任せいただけますでしょうか。

（「結構です」の声あり）

【亀井分科会長】 ありがとうございます。

そうしますと、実は残りました、先ほどご意見のありました第8の人事に関する評価に関して、AがBになっているけれどもというお話があって、この点についてはいかがでございますでしょうか。

【奥林分科会長代理】 やはりAでも、他の先生の意見もありましたように、おそらくBではなくてAでもいいのではないかという気がします。研修計画になかったということだけでは、ちょっと不十分かなという気がしますので。

【亀井分科会長】 ほかに、どうぞご意見いかがでございますでしょうか。

【鈴木専門委員】 基本的には、私もそう思うのですけれども、中期目標にないから云々ではなくて、やはり中身で検討する必要があるのかなという感じがするのです。ただ、これを見ますと、外部研修の派遣というのは、23年度公文書管理研修と、それから23年度評価・監査中央セミナーと、こういうことがあるのですが、実は私も監事をやっていて、この23年度評価・監査中央セミナーは出るのですけれども、これは別に普通にやるので、これが入っているか、入っていないかは別にしても、普通の研修なので、これで十分かなという感じはしないではないです。ただ、理屈として、ここの理由として中期計画の云々というところでは違うかなと。中身的には、私はBでもいいのかなという感じはしないわけではないのですけれども。

【亀井分科会長】 この点について、いかがでございましょうか。ほかにご意見ございませんでしょうか。

そうしますと、鈴木先生のご意見ですと、もしBであるするならば、説明の文書を少し直すという必要性があるということでございますね。

【鈴木専門委員】 そう思います。

【奥林分科会長代理】 よろしいですか。まさに内容の点に関連してですけれども、教えていただきたいのは、従来の、いわゆる外部研修で、基金のほうとしては、どういうものをやっておられたか。この23年度について、全く新しい研修になっているかどうかということについては、いかがでしょうか。

【竹重総務部長】 昨年の外部研修の派遣で報告をしておりますのは、予算編成支援システムの研修ということで、財務省の主計局がやっている研修があるのですが、そこへ出席しているもの。それから、防火・防災管理講習、これは東京消防庁のものですが、その研修。それから、財務の担当職員に対して日商簿記の講習に、民間企業の部分ですけれども、研修に行かせたといいたいでしょうか、これは民間の研修に、うちのほうから受講経費を負担いたしまして行かせたという研修でございます。その3点を記載しておりました。

【奥林分科会長代理】 内部研修は。

【竹重総務部長】 内部研修は、ここに記載しております、今回と同じようにセキュリティー関係の研修2回とセクハラの関係の講習を1回やっております。

【奥林分科会長代理】 去年もやりましたか。

【竹重総務部長】 去年もやっております。講演会は23年度だけなのですが、セクハラ講習という意味では、私ども会議で職員全体への周知徹底というものを内部でやって

おります。

【亀井分科会長】 というご説明に対して、先生のご評価はいかがでございましょうか。

【奥林分科会長代理】 いわゆる内部研修、セキュリティーとか、あるいはセクハラとか、あるいはパワハラについての内部研修については、例年やっておられる。それに対して、23年度については、いわゆる公文書管理のような新しい分野で研修を行ったという点で、一つの新規性があるということですね。ありがとうございます。

【亀井分科会長】 評価に関しては、よろしゅうございましょうか。

【奥林分科会長代理】 それでしたら、おそらくAにして、新しく職員の能力、いわゆる業務遂行上の能力向上ということになりますので、そういう新しいことを始めて研修を行ったということで、Aということでもいいのではないのでしょうか。

【亀井分科会長】 ありがとうございます。今の評価項目に関しまして、ほかにご意見ございませんでしょうか。

それでは、今、議題になっております項目に関しても、評価をAからBに変えてごいただきますけれども、この点に関しても、先ほどの平成23年度云々という表現に関して、これを直す必要性はあるかと思うのですが、奥林先生のご意見もごきますし、この評価に関して、私個人的にもAにしてもいいのかなと思っておりますので、これについてもご一任いただけますでしょうか。

(「結構です」の声あり)

【亀井分科会長】 ありがとうございます。

ほかになにかご発言があったように思うのですが、評価に関して、この点どうかというように、ちょっとご意見をお示しいただいた先生で、まだ確認されてないところがあるよというご指摘をいただければと思いますが、いかがでございましょうか。ほかの項目に関しては、よろしゅうございましょうか。

【鈴木専門委員】 よろしいですか。

【亀井分科会長】 はい、鈴木先生、どうぞ。

【鈴木専門委員】 一番最後の9の1ですけど、これはAからCということで、非常にシビアな評価だと思うのですが、やはりCとかDについては、もうちょっと議論をしたいなど。ここに書いてあるように、法人文書の保管、破棄、それから整理等についてとか、引き継ぎ云々と。これが、もうちょっと具体的に、どの程度のところがCになってしまうのか。BかCかというのは非常に難しい、80、70%なので非常に難しいなどは思

うのですけれども、その辺を、もうちょっと説明いただければありがたいなと思います。

【亀井分科会長】 ご説明は事務局の方からお願いします。

【北原特金室長】 ベースとなります出来事等々について申し上げますれば、例えば、いろいろ基金のほうでは大量の文書ファイルというのをお持ちで、保管されてこられて、法律の規定上、基金は来年なくなってしまうのですけれども、それまで長年やられてきた大量の文書ファイルについて、一体それはどうするのかといったことがあろうかと思うのですけれども、これを23年度中について言えば、基金さんのほうでは、そのまま総務省に、というようなお話もございまして、これは念のために申し上げますれば、今、鋭意取り組んでいただいているのですけれども、そうした過去の膨大なファイルの保存についてどうするか等について、そして10年、20年と経っている、その書類についての整理というのを、解散のときにそのままという形でいらっしゃった、等々のことがございまして、そこは、基金の事業というのは法人としての基金においてなさっていただいていたのであって、その考え方の整理というのは今はしていただいているのですけれども、そうしたことが23年度中について見れば、ということ等がございまして、という事実などが根底にございます。

【亀井分科会長】 鈴木先生、よろしゅうございましょうか。

【鈴木専門委員】 はい。それが、やはり70%程度しか達成できてないですよという見解ですね。わかりました。

【亀井分科会長】 ほかに何かご意見ございませんでしょうか。よろしゅうございましょうか。

それでは、長時間ご議論いただいておりますが、評価として特別給付金の支給という項目についての評価と、人事に関する計画という2つの項目についての評価につきまして、最終的には、大変僭越でございますが、私にご一任をいただければというふうに思います。

この評価に関しまして、私にご一任いただいた、本日の先生方のご意見を反映させた評価結果、これは先生方にあらかじめお示しをしまして、親委員会にご報告をするという形になります。評価そのものは、こちらでの今回ご議論いただいた結果を反映させました評価結果をもちまして親委員会での議決とすることができるということが、総務省独立行政法人評価委員会の議事細則に定められておりますので、8月29日に開催される予定になっております親委員会のほうに、私のほうから報告をさせていただくという形にさせていただきますたいと思います。

今申し上げましたように、ご一任をいただいた評価結果につきましては、委員の先生に事務局を通じてお送りをしたいと思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

予定より時間を要しておりますが、まだ議題が残っておりますので、進めさせていただきたいと思っております。

議題の5でございます。独立行政法人平和祈念事業特別基金解散に伴う今後の分科会スケジュールでございます。前回の分科会等でも申し上げましたように、平和基金において実施中の平成24年度の事業についての分科会の審議につきましては、前回も申し上げましたように、例年と若干事情が異なってくると思われれます。例年ですと、平和基金の業務実績及び評価については、財務諸表等とともに、その翌年度の分科会において平和基金からご説明をいただき、それを踏まえて分科会として評価を行うということになっておりますが、基金の解散が4月1日までにということになっておりますので、平和基金の解散後においては、分科会として平和基金からご説明を受ける機会がなくなります。分科会として適切な評価を行うことが求められていることでございますので、私自身としましては、よりよい評価を行うためにも、これまで責任を持って、また誠意を持って業務に取り組んでこられた平和基金から、解散前に、その業務の実績、自己評価、財務状況について、従来の様式を用いた資料を平和基金のほうにご作成いただいて、ご説明いただく機会を是非設けたいと考えております。

そこで、解散に向けましたスケジュール等について、案を作成いたしましたので、事務局からご説明をいただきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

【黒田参事官補佐】 それでは、資料4-1から6-2をご説明いたします。まず資料4-1「当面の平和基金分科会の開催スケジュール（案）」と、資料4-2「平和基金解散に伴う評価等スキーム（案）」について、ご説明をさせていただきます。

資料4-1がスケジュール（案）でございます、それを図式化したものが4-2のスキーム図になってございます。

まずは、4-2をご覧ください。先ほど分科会長からご発言いただきましたとおり、通常であれば、例えばスキーム図の上のほうが23年度評価のスキームですけれども、23年度分について、翌年度、すなわち24年度に平和基金において資料を作成し、ご説明をいただき、それを踏まえて分科会で評価等を行うということになっております。

しかしながら、24年度の評価においては、法律の規定によると、このスキーム図の下半分で薄く色がついているところがございまして、平和基金の解散後に総務省が評価関係、

財務諸表等の関係の資料を作成し、分科会で評価をいただくということになってございます。そのため、この図の点線の矢印の部分でございますけれども、平和基金の解散前、25年の2月、あるいは3月に分科会を開催しまして、実際に業務を行ってこられた平和基金に、その業務の実績や自己評価、財務情報について、従来の様式を用いて資料を作成いただき、ご説明いただくことが分科会として適切な評価を行うためにも必要と考えられます。また、平和基金解散後でございますが、監事も存在しなくなりますので、監事であった方に引き続きご意見をいただくことも考えられます。

いずれにしても、財務諸表等に係る監事、あるいは前監事の意見、監査法人のレビュー、任意意見につきましては、まずは平和基金において監事及び監査法人と調整いただいて、意思決定をいただければと考えられます。

これを文字に落としたものが、資料4-1でございます。第27回、28回、これが前回と今回でございますが、23年度評価等についてご審議をいただくと。24年度分ですが、第29回分科会とありますけれども、25年2月、あるいは3月に分科会を開催いたしまして、資料4-1にございますけれども、まず平成24事業年度について、第3四半期まで、12月までの業務実績、自己評価、財務情報について、従来の様式を用いて基金から報告をいただくと。

続きまして、24事業年度について、第4四半期、3カ月分、1月から3月の実績を見込んだ1年分の業務実績、自己評価、財務情報について、従来の様式を用いて基金から報告いただき、あわせて第4四半期の3カ月分の損益計算書に係る資料についても報告をいただくと。

また、平成24事業年度の評価に加えまして、第2期中期目標期間の評価もございますので、第2期中期目標期間について、24事業年度第3四半期までの4年9カ月の実績、自己評価について、基金から報告いただくと。

さらに、第2期中期目標期間について、24事業年度、第4四半期の実績を見込んだ5年分の業務実績、自己評価について基金から報告をいただくと、そういった案になっております。

その後、年度を明けまして、25年5月、あるいは6月の分科会におきまして、24事業年度の業務実績について、総務省から報告をし、ご審議いただくと。また、第2期中期目標期間の業務実績について、総務省から報告をし、ご審議をいただくと。また、平成24事業年度の財務諸表等について、総務省から報告し、ご審議いただく。また、最後です

ので、役員退職金に係る業績勘案立案、こちらの決定もお願いすると、こういった案になってございます。

続きまして、資料5-1以降でございますが、こちらが評価調書の様式及び記載例の案でございます。こちらについてご説明をさせていただきます。

まず、資料5-1でございますが、平成24事業年度における、こちら自己評価の様式及び記載例となっております。

この実施結果欄でございますが、まずは第3四半期までの実施結果、9カ月分を書いていただくと。その次に3カ月分、第4四半期の実施見込み3カ月分を書いていただくと。若干重複はするのですが、1年分でこうなるということで、3ブロックに分けて書いていただくような形を考えております。

1枚めくっていただきますと、記載例ということで、具体的に書かれておりますが、例えば人件費の削減でございますが、9カ月分、第3四半期までは、〇〇の取り組みによって、第3四半期までで、〇〇千円となったと。残り3カ月、第4四半期の実施見込みですけれども、第4四半期においては、△△の取り組みにより、人件費は〇〇千円となる見込みであると。1年分でございますが、この2つをまとめたような形で、人件費については、〇〇及び△△の取り組みにより、〇〇千円となる見込みで、23年度に比べると何パーセント削減というような形で、3ブロックに分けて、若干重複はあると思いますが、書いていただくというような形を考えております。

自己評価でございますが、4ページにございますけれども、事業経費でございますが、こちらは第3四半期まで第4四半期見込み1年分ということで、分けて3段で書いていただく。職員数も、第3四半期まで第4四半期の見込みということで2段で書いていただいて、評価自体は1つで、評価結果の説明も1つでお願いをしたいと思っております。

これを分科会の評価でどうするかというのが、資料5-2でございますが、5-2を見ていただきますと、実施結果欄で24年度の実施結果を、まず書いていただくと。その下に、要は前回、自己評価との主な相違点ということで、相違点があれば記載をします。このような事業経費につきましても、2段に分けまして、実施結果で幾ら、主な相違点で幾ら、職員数につきましても実施結果で〇〇千円、主な相違点で〇〇千円、評価というような形になってございます。

続きまして、資料6-1と6-2でございますが、こちらが第2期中期目標期間の評価調書の様式及び記載例の案でございます。6-1、こちらが自己評価に係るものでござい

ますが、同じく4年9カ月分、平成24事業年度第3四半期までの実施結果をまず書いていただき、それから残り3カ月分の見込みを書いていただき、最後に5年分まとめるところなるということを書いていただくという形になってございます。

評価ですけれども、3ページ下からございますが、こういった形で1つ、Aなり、Bなりというものをつけていただいて、4ページになりますけれども、評価結果の説明ということで、5年分のことを書いていただくと。

これが分科会評価でどうするかというのが6-2でございますけれども、まず5年分の実績を書いていただいて、それから主な相違点を書いていただいて評価をいただくと、こういった形になってございます。

甚だ簡略ではございますが、以上、説明を終わらせていただきます。

【亀井分科会長】 ありがとうございます。ただいまご説明いただきました分科会としての評価のスキーム、それから開催スケジュール、それから評価調書の様式及び記載例についてのご説明につきまして、何かご質問ございますでしょうか。よろしゅうございましょうか。

(「はい」の声あり)

【亀井分科会長】 ありがとうございます。それでは、今後の分科会のスケジュール(案)につきましては、委員の先生方のご了解を得まして、平和基金には、この内容で分科会としてお願いをするということでもよろしくお願ひしたいと思います。

それから、評価調書の様式及び記載例につきましては、委員の先生方のご了解をいただいたとおりでございますが、その他、従来の財務諸表等の様式を用いた資料につきましては、平和基金に作成をしていただきたいと思いますので、資料の詳細な内容につきましては、大変僭越でございますが、私にご一任いただきたいと思います、よろしゅうございましょうか。

(「結構です」の声あり)

【亀井分科会長】 ありがとうございます。

本日の議題は以上でございますが、何かこれに関連してご意見等ございますでしょうか。

【鈴木専門委員】 今、この説明の中で懸念する事項とか、気を付けなければいけない事項というのが何かありましたら、ご説明いただきたいと思います、いかがですか。

【亀井分科会長】 何かおありになりますか。

【北原特金室長】 様式につきましては、今、例えば23年度の評価について使ってい

る様式というのは、分科会として、これでやりましょうということなのですが、今回のものにつきましては、前例のないパターンですので、記載例（案）ということで現実に進めていきつつということで、そういう言い方にさせていただきます。

それから、財務諸表等のところにつきましても、第3四半期までの分と第4四半期の分がございますので、全体を、最後といいますか、来年2月ないしは3月になると思いますけれども、ご審議いただくときの財務的な面から先生方に見ていただく基礎となるものですので、全体としてということでございますけれども、内容としては、若干見込み分と終了分ということで分かれてございますので、そうした前提のもとで進めていくものでございます。

以上です。

【亀井分科会長】 鈴木先生、よろしゅうございますか。

【鈴木専門委員】 ありがとうございます。

【亀井分科会長】 そうしますと、評価調書の作成、それから財務諸表等についての資料の作成等について大変な作業になるかと思いますが、平和基金で、ぜひ解散の最後の有終の美を飾っていただくということ、ご努力をいただければと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

理事長さんのほうから何かございますか。

【福井理事長】 平和基金の理事長の福井でございます。本日は、亀井分科会長、奥林会長代理及び評価委員等の先生方に、平成23年度平和基金の特別給付金支給事業を中心としました業務実績につきまして、本日ご審議を賜りました。

ただいま、来年の基金解散前、基金存続中に、平成24年度の業務実績、自己評価、財務情報、資料につきまして、報告を行うようにと要請があったところでございます。実は、私自身も自分の任期のあるうちに基金の最終的な姿について、適当な資料をもって、分科会の先生方にご説明させていただきたいと考えていたところでございます。先月29日の分科会におきましてもお話しいたしましたように、総務省と平和基金の連携会議も7月にスタートしておりますので、しっかりと行ってまいりたいというふうに思います。

亀井分科会長、奥林会長代理及び評価委員等の先生方には、今後とも一層ご指導、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

簡単ではございますが、お礼のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございます。

【亀井分科会長】 ありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の議題は以上でございますが、これまでの議論に関して、何かご質問等ございますでしょうか。よろしゅうございましょうか。

それでは、最後に田家官房審議官から、一言ごあいさつをいただきたいと思えます。どうぞよろしくお願いいたします。

【田家審議官】 本日は大変お忙しい中を、またこのようにお暑い中をご出席賜りまして、また大変長時間にわたりましてご熱心なご審議をいただきまして、本当にありがとうございます。

基金は、昨年の23年度、シベリア特措法に基づきます特別給付金の支給という、戦後処理問題の最後の問題とも言える大変難しい課題に対しまして、限られた人員体制のもとで精いっぱい取り組みを行ってきたというふうに私は思っております。

本日のご審議は、そういった基金の取り組み、努力に対しまして、温かいご理解を賜ったものと主務官庁としても感謝を申し上げる次第でございます。

基金の特別給付金の支給業務は、ほぼ収束を見ておるところでございます。今後は、残務整理と総務省への引き継ぎを確実、円滑に行うということが基金の課題となつてまいります。今回示された評価調書（案）の考え方も踏まえつつ、平和基金解散までの業務につきまして、総務省と基金等で連携を密にし、本日ご了解とご指示をいただきましたスケジュール、ご指示事項にのっとり、滞りなく遂行してまいりたいと考えております。

平和基金と一体となりまして、引き継ぎを受ける総務省といたしましても、最善の努力をいたしてまいりたいと考えております。

引き続き、委員の先生方にはご指導を賜りますよう、重ねてお願いを申し上げます。本日は、本当にありがとうございます。

【亀井分科会長】 ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、第28回総務省独立行政法人評価委員会平和祈念事業特別基金分科会を閉会させていただきます。

次回の分科会の日程につきましては、事務局から別途、委員の先生方にご連絡をさせていただきます。本日は、お忙しいところ、長時間にわたりまして、本当にありがとうございました。